省　令

○厚生労働省令第百七十二号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百四十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「7まで」の下に「、8の2」を、「第七号まで」の下に「、第八号の二」を加える。

第二条の二各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。）に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。

第十二条の二中「、第四十三条並びに第四十四条」を「並びに第四十三条」に改める。

第二十四条第一号中「第三十七条から第三十八条の二まで」を「第三十七条及び第三十八条の二」に改める。

第三十六条第三項中「8」の下に「、8の2」を加える。

第三十六条の二第一項中「9」を「8の2」に改め、同条第三項中「6まで」の下に「、8の2」を加える。

第三十八条に次の二項を加える。

2　事業者は、労働者の身体が第一類物質又は第二類物質により汚染されたときは、速やかに、労働者に身体を洗浄させ、汚染を除去させなければならない。

3　労働者は、前項の身体の洗浄を命じられたときは、その身体を洗浄しなければならない。

第三十八条の三中「8」の下に「、8の2」を、「第八号」の下に「、第八号の二」を加える。

第三十八条の十九に次の一項を加える。

2　労働者は、事業者から前項第二十号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第四十四条中「取り扱う作業」を「製造し、若しくは取り扱う作業」に改め、同条に次の二項を加える。

2　事業者は、令別表第三第一号1、3、4、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、3、4、6若しくは7に係るもの若しくは同表第二号1から3まで、4、8の2、9、11の2、16から18の3まで、19、19の3から20まで、22から22の4まで、23、23の2、25、27、28、30、31（ペンタクロルフエノール（別名ＰＣＰ）に限る。）、33（シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は二―メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに限る。）、34若しくは36に掲げる物若しくは別表第一第一号から第三号まで、第四号、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十六号から第十八号の三まで、第十九号、第十九号の三から第二十号まで、第二十二号から第二十二号の四まで、第二十三号、第二十三号の二、第二十五号、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号（ペンタクロルフエノール（別名ＰＣＰ）に係るものに限る。）、第三十三号（シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに係るものに限る。）、第三十四号若しくは第三十六号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であつて、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させなければならない。

3　労働者は、事業者から前項の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

別表第一中第八号の次に次の一号を加える。

八の二　オルト―トルイジンを含有する製剤その他の物。ただし、オルト―トルイジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第三中五十一の項を五十二の項とし、十五の項から五十の項までを一項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次のように加える。

十五	オルト―トルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月
		一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三　オルト―トルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 四　頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 五　尿中の潜血検査 六　医師が必要と認める場合は、尿中のオルト―トルイジンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルト―トルイジンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断に

別表第四中四十八の項を四十九の項とし、十六の項から四十七の項までを一項ずつ繰り下げ、十五の項の次に次のように加える。

十六	オルト―トルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第五中第三号の次に次の一号を加える。

三の二　オルト―トルイジンを含有する製剤その他の物。ただし、オルト―トルイジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

様式第三号（裏面）を次のように改める。